

職員の働き方を見直し、仕事と家庭が両立でき、日常生活が充実されるよう努める。また、人材確保が難しい中、若年者の働き手確保ができるよう、体験会の実施や研修受け入れ等、職業訓練の推進を検討する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

・ **出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施**

目標1：育児などによる退職者についての再雇用を図る。

<対策>

- ・ 過去に退職した職員の調査を行い、退職者の再雇用を推進する
- ・ 希望者の職場復帰研修を実施

・ **所定外労働の削減のための措置の実施**

目標2：仕事と家庭を両立するため、所定外労働時間の削減を図る。

<対策>

- ・ 各事業所の時間外の実態、原因を把握する
- ・ 各事業所の業務を見直し、時間外労働削減の計画を作成する。

・ **年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施**

目標3：年次有給休暇を取得し生活の充実をはかる

<対策>

- ・ 有給休暇の取得状況を確認する
- ・ 計画的に休暇取得が行えるよう事業所における取得計画を作成する。その計画に基づき、有給休暇5日以上の取得を実施する。

・ **若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進**

目標4：インターンシップ、研修の受け入れを実施

<対策>

- ・ インターンシップ、研修受け入れ体制の見直しをする
- ・ 研修受け入れの実施

令和2年3月11日